

令和6年第15回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和6年12月25日（水）午後1時30分
2. 開 会 令和6年12月25日（水）午後1時30分
3. 閉 会 令和6年12月25日（水）午後2時05分
4. 出席委員 北田 千秋教育長  
長谷川 深雪教育長職務代理者  
伊丹 香寿美委員  
中山 尚美委員  
般谷 恵秀委員  
甲斐 健委員  
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子  
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育  
部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務  
室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・大隅昌之 指導課長・  
花田睦美 まなび未来課長・坂元智紀 学務保健課長・出村公一  
学校給食センター所長・佐伯尚之 社会教育課長・西口香苗 青  
少年育成課長・真鍋成史 社会教育課長（文化財）・福田道正 図  
書館長・近田恵美 教育総務室係長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名  
日程 2 会議時間決定  
日程 3 報告第10号 教育長の報告について  
議案第30号 教育機関の敷地の変更について
7. 議事内容  
堤下室長代理 皆さま、こんにちは。

それではただ今より第15回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

堤下室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日、傍聴希望が1名ございますので、傍聴を許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

それではただ今から、令和6年第15回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長           ご異議がありませんので、甲斐委員を指名します。  
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。  
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて  
よろしいでしょうか。

各委員               異議なし。

北田教育長           ご異議がありませんので、本日は協議会を予定しておりません  
ので、ただ今から14時00分までといたします。

それでは、報告第10号「教育長の報告について」、報告事項  
1「令和6年第6回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨につい  
て」を議題といたします。

第6回議会につきましては一昨日閉会しました。一般質問は  
12月6日、9日、10日にありまして、その答弁要旨について  
は事前に資料をお配りしております。ご確認いただいていると思  
いますので、ご質問の時は該当のページ数をお伝えいただければ  
お答えしやすいと思いますのでよろしくお願いいたします。

質疑あればお願いいたします。

秋山委員           1 ページ、「チームみんなの交野」の、建設費用以外の費用と  
いうことで、他の学校との整備も含めての意見交換についてで  
す。

今日も見学させていただいて、新しいみらい学園が開校した後  
の高熱費や危険個所の対応など、いろんなかたちで今後必要に  
応じてコストが生じてくる必要があると思います。他の学校とのバ  
ランスを考えた総額の配慮が必要ではないかと感じました。

21 ページ、「教員の処分について」で、被害児童、生徒がいる  
場合には被害者保護を目的として市としても心のケアを行って  
いるということですが、昨今の事情で被害加害等と括られても生  
徒の関係性が、そういう割り切り方ではできない部分も生じてお

りますので、子どもたちに対応するときに丁寧に話を聞く体制と共に、何よりも関わってくる子どもたちへの十分な配慮をしたうえで対応が必要になってくるのではないかと思います。

北田教育長

学校の今後の対応につきましては、新しい学校ですからいろいろなことが開校後出てくるかと思えます。それについてはどの学校もそうですが対応はしていきますし、ランニングコストはどの学校にも必要ですのでみらい学園に限らずしていかないといけません。市長は新しい学校と他の学校との差がつかないようにということで、机、椅子、カーテン、トイレもそうでしたが更新していますので、それも含めて他の学校と比べて不公平感がないような対応は必要だと思います。ただ、新しい古いはどうしてもありますので、みらい学園以外の学校でも築 30 年 40 年の学校と 50 年 60 年の学校と差もありますし、まなび舎整備課が 20 力年の整備計画も作ってくれましたが、そのへんも併せながら 20 力年かける、時間の方は多少かかりますがどの学校もいい学校にできればと思っております。

心のケアにつきましては、おっしゃるとおりで被害加害、単純に分けれるものでもございませんし、そのへんは処分に関係なしにしてどの学校でも丁寧に聞き取ってくれているとは思っております。ただ心の問題なので特に思春期の子どもたちにとってみたら非常にデリケートところもありますので、引き続き丁寧に聴き取りや、あるいは保護者に説明をしてとかしないといけないと思えます。

もちろん学校の方も丁寧に、ただ秋山委員も言われましたが受け止め方が人によって違いますしそこは個人差がありますので、そこは時間をかけて丁寧に対応していきたいと思えます。

他にいかがでしょう。

長谷川教育長職務代理者

48 ページ、49 ページ、「子どもの居場所について」教えてください。49 ページの答弁の中で、インターナショナルスクール

等に通う児童生徒を除いた人数は 20 名とあります。実際に 20 名の方々が通って居られる場所の具体的な件数、交野市内で何か所市外があれば何か所と、場所の数を教えていただきたいです。

実際に交野市内にどれだけの件数がありますか。

内山部長 通い先は学校でも調査はしたんですが、交野市内の施設に通う児童生徒も複数おりましたが、これ以上絞り込んでいきますと非常に細かい数になってきて、個人が特定されることはないですが、ある程度見えて来るかなという少ない数になってきますので複数おりますということでお答えさせていただきます。

北田教育長 市内、市外、大体の数は分かりますか。

内山部長 正確な数は把握しておりませんが、市内、市外含めて 5、6 か所あります。

長谷川教育長職務代理者 その施設と実際に席をおいている学校が連携してお子様たちを見守っているという解釈でよろしいですか。

内山部長 はい。

秋山委員 今のことに関連するんですが、市内市外を含めて 5、6 か所という事でしたが、私が市内で把握しているのが 1 か所ぐらいしかなくて、不登校の問題やオルタナティブな学校の問題は子どもたちがいろんな対応を求めている中、学校での居場所も含めて子どもの居場所をどういうふうを持って行くかというのはとても大きな問題かと思っています。いろんな他府県他市では、例えば校内の中に居場所づくりをして対応したりであったりとか、コーディネーターを作ってそういったところとつなげていく取り組みもしているので、交野においてはグループ以外でのオルタナティブな居場所を模索もしくは検討がどのようなかたちまで進んでい

るか教えてください。

内山部長

交野市内の全ての小中学校におきまして、児童・生徒の支援ルームというかたちで、部屋がきちんと定められている学校もあれば、その時空いている部屋という学校もありますが、一旦教室には入れないけども学校には来れた、そこで勉強をしたりテストを受けたりして、そこに先生が付いたり支援員を派遣していますので、そこで学習をしていることもございます。別の場所を選ばれていたりとか、そこなら通えるというお子さんも一定数います。

秋山委員

学校に来れる方は校内の支援ルームも手厚くフォローしていただいているのかなと思いますが、学校まで行けないお子さんも一定かなりおられると思うので、そういったかたちのお子さんに対するいろんなかたちのフォローや支援を検討していただければと思います。

内山部長

学校に来て顔が見れたらいいですが、そうではないお子さんも必ず一定期間以上空いている場合は本人の確認はしておりますし、日頃から保護者の方と相談しながらですが、課題とかテストとか学校の様子のいろんなお手紙を送ったり学校の方はいろんなかたちで働きかけもしています。そのうえで、というかたちです。

秋山委員

先生方の努力も大きいと思います。ただ、先生方の負担を少しでも軽減するかたちのサポーターや人材の投与もある程度考えていただけたらと思います。

内山部長

例えばお迎えに行くのに先生ではない方がいい場合もあるので、家庭教育支援サポーターの方や、逆にそこは先生が行って頑張らないということもあります。そこは状況に応じてその子にとって学校の先生が行く方がいいのか、他の人が行く方がいいのか

相談しながら様々なかたちで支援をしております。

伊丹委員

なかなか学校に行きづらくなったときに、最終的には保護者が子どもをどうするか決めないといけないと思います。その時にどういう選択肢があるのか探しづらくて、グレープも私は知っているけども当事者の保護者が知っているのかと言えば知らないケースもあったり、先生方もどういった事をやっているのかご存知ない先生もいると思うので、民間の施設も含めてですがこういう選択肢もありますとあれば、家にこもっているのは保護者としたら望ましくないので、選択肢を探せるような連携した情報をいただくとありがたいと思います。学校に行ける子は学校でそういった支援もあると思いますし、学校に行けない子に関して交野市内フリースクールも少ないと思うので、こういった方法がありますというのがあればいいと思います。

北田教育長

皆さんがおっしゃったように、どの保護者にもそういう情報が分かるようにお願いします。

なかなか積極的にグレープがありますので来てくださいというものでもないのに、そのへんは学校の方でも情報提供ができるように、我々も学校に情報提供して連携を持つのも必要かと思えます。

中山委員

私も選択肢がたくさんあったらいいと思います。それは子ども側にとっても保護者側にとっても選択肢がたくさんあったらいいと思います。例えば今学校に行けている子でもしんどい思いをして通っている子どももいると思います。頑張っている子もいると思うので、そういった子に例えばこういうこともあるとそういう子たちにも知ってもらえたら少し気持ちが楽になると思います。学校に行けなくなるのが良くないと思って無理して行っている子もいるかもしれないので、そうではなくて、そういうときにはこういうところもあると広く知らせてもらいたいと思

いました。

秋山委員

25 ページ、交野みらい学園の授業時間についてですが、先生方から50分ということで上がってはきていて、それで進んでいると思いますが、例えば掃除や給食のずれや高学年の子が低学年を掃除とか給食の時にサポートする活動もあると私は聞いていて、そういうふうなところに影響が出ないのか懸念しております。決定ではなくて、例えばやってみてどうなのかを検討して検証する期間として一定トライしてみるという試行錯誤の中で様子を見ながら時程の設定を考えていくというようなことも必要ではないかと思いました。

北田教育長

給食時間は揃えていると思います。そのために高学年は10分休憩、今小学校は5分休憩で20分休憩ですが、高学年は全部10分休憩です。授業時間ですが2027年に学習指導要領の再改定がありますので、今文科省は40分授業を6時間して、余った時間を学校サイドの30分にするとかいろいろ言っていますが、そうなってくるとそこでも検討が必要でしょうし、みらい学園が出来るにあたって、みらい小学校と一中の教員が話し合いながら3年間みらい小学校の様子を見てきて、こういう事業字数、事業時間でこういう時程やったらより効果があって子どもたちによりプラスになるかなとやっていると思います。

他にいかがでしょう。

般谷委員

31 ページ、共産党の交野みらい学園開校に向けた取組みについて、青信号時間30秒延長はできないという警察の判断は仕方がないですが、子どもたちをシルバーの方たちにお任せして歩道を渡していく、その中で対策はありますか。

北田教育長

信号はみらい小学校が出来るときに警察に要望しましたが難しい。ただ歩車分離にはしますということでした。アカカベの交

差点も歩行者用は5秒くらいは長くなったと思います。実際の信号の時間で渋滞が起こるとかありますので難しいので。ただ市長もみらい学園が出来たら、多分小学校区はシルバーの方は2か所ですがここは4か所にとっていますし、コミュニティ・スクールの見回りとか地域の見守り保護者の見守りも含めて、今度1月に登校の練習をされますので、それを見ながらどの辺にシルバーの方を配置するか。

般谷委員            その時に見に行きたいと思っています。

北田教育長            その時はきちっとここにシルバーの方と決定ではないですが、登校の様子を見てみて検討ということです。

般谷委員            山野さんの方から周って行く道はありますか。

北田教育長            保護者の方は、出来るだけ分散しないようなかたちの通学路を考えています。みらい学園近くの信号が一番子どもの数が集中します。

般谷委員            今までは向こうに行っていますが、今度は向こう側がこちらに来る、そのルートの中で選別は難しいと思います。

北田教育長            本来的には旧交野小学校の校区の方は昔の通学路を通ったらいいんですが、地震とかありましたし不審者も最近問題もありましたが、こういうルートにしたいという思いもあるようで、旧長宝寺小学校の子どもたちがみらい学園に来ないといけませんので、PTAの方で調整しています。

甲斐委員            今回の件で、32ページですが、1月中に2回テストを行うとありますが、日時が決まっていれば教えていただけますか。

内山部長 1月9日と1月24日です。

北田教育長 そのへんで開校までに課題があれば全てが全て解消できるとは限りませんが、課題ができたなら4月までにはこういう対処できないかなと対応を早めに取ります。

般谷委員 コンビニはセブンイレブンとファミリーマートとがありますが、お年寄りも買いに来られます。車をバックで出るときにマンション側に追突したこともあります。あの時にもしひかりの子幼稚園の子どもたちがいたら大変なことになっています。できればコンビニとか事故が発生するようなところの部分の配置のことも頭の中に入れておいてもらえたらと思います。

北田教育長 そういうところは出来るだけ新しい通学路は避けていると思います。  
他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1の「令和6年第6回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。  
次に、報告事項2「令和6年第6回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を議題といたします。  
それでは所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 教育長の臨時代理について説明させていただきます。  
教育長の臨時代理として対応させていただいたのは、令和6年第6回議会定例会に提出されました「交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」制定に関し、交野市議会から意見を求められたものです。  
条例の内容につきましては、生涯学習分野の市長部局への移管

に関する条例の制定でございます。

条例制定の内容は、条例第 2 条に規定されております、図書館、青年の家などの社会教育機関の設置・管理・廃止に関することやスポーツ・文化・文化財の保護に関することについて、市長が管理・執行することを職務権限の特例として定めるものです。

第 2 条に規定する事務を市長が管理・執行することにより、地域振興施策や子ども子育て施策との連携強化を図り、双方の施策効果の向上や、老朽化が進む社会教育施設対策を効率的・効果的に進めるものでございます。

地教行法第 23 条では、「スポーツ・文化・文化財の保護等に関することについて、特例として条例を定めることにより、地方公共団体の長（市長）が教育の事務を管理及び執行をすることができる」旨、規定されており、12 月議会に本条例の制定について、上程されたところでございます。

教育委員会の事務を市長が行うことについて、議会は、条例の制定又は改廃の議決を行う前に、地教行法第 23 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の意見を聴かなければならないとされており、添付資料にあるとおり、交野市議会議長より意見を求められたものでございます。

本来であれば、教育委員会にお諮りし、意見を回答するところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、内容を確認のうえ本議案について（条例制定について）「意義はありません」として教育長の臨時代理として回答をさせていただいたものでございます。

なお、本条例の制定については、12 月 23 日月曜日に市議会本会議において可決されましたので、併せて報告いたします。

以上、教育長の臨時代理についての説明でございます。

北田教育長

説明が終わりました。

11 月の定例会で教育委員会の生涯学習部局を本庁市長部局に移管するというところで、条例制定に対して議会の方から教育委員

会に意見を求められたんですが、時間的に教育委員会にかかる時間がなかったことと、これはすでに総合教育会議で市長と教育委員の方と意見交換してもらっていますので、それも含めて特段の意見はありません異議ありませんということでお伝えいたしました。

これにつきまして、ご意見をお願いします。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項2「令和6年第6回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を終わります。

次に、議案第30号「教育機関の敷地の変更について」を議題といたします。それでは、所管課より説明をお願いいたします。

草野課長 教育機関の敷地の変更について、ご説明させていただきます。

今般、令和3年12月に契約を行い進めて参りました(仮称)交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業が令和6年12月20日で完了しました。事業完了に伴い、本事業において学校敷地の周囲に歩道拡幅や水路の整備を行ったことから、歩道部分等を都市まちづくり部道路河川課へ所管替えを行うため、教育機関の敷地の変更が生じるものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明が終わりました。

今日も見ていただきましたが、歩道部分等が完成しましたので市長部局の道路河川課に移管しますそのためのご承認をいただきたいということです。ご承認いただければ今後は道路河川課によりまして歩道の使用期間、使用開始時期が決定されると思います。

では質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第30号「教育機関の敷地の  
変更について」、原案のとおり可決することにご異議ございませ  
んか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会におい  
て可決されました。  
以上をもちまして令和6年第15回教育委員会定例会の案件  
全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_